

令和3年度 東松山市立北中学校 部活動の方針

I 部活動の意義

部活動は、スポーツ、文化に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的活動として参加し、各責任者の指導の下、学校教育の一環として実施するものである。

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義は大きい。

II 適切な運営のための体制

1 部活動の方針・計画等の策定

- (1) 市方針をもとに、「東松山市立北中学校 部活動の方針」を策定する。
- (2) 部顧問は、「東松山市立北中学校 部活動の方針」を基に、年間の活動計画並びに毎月の活動計画等を作成し、部に所属する生徒・保護者等に示す。

2 指導・運営に係る体制

- (1) 部活動の運営については、部活動顧問会議等、学校全体で部活動運営について検討する場を設定するとともに、部活動に関わる全教職員が「生徒が主体的に活動する態度と能力を育成する」という視点に立った指導体制の構築に努める。
- (2) 管理職、部顧問及び部活動指導員、部活動外部指導者等は、指導に係る知識、実技及び技術の質の向上を図るための研修に積極的に参加するよう努める。
- (3) 管理職は、活動計画、活動の実態を踏まえ、適宜、指導・是正を行う。

III 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

1 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、熱中症、落雷等を含む事故防止、心身の健康管理、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部顧問は、技能や記録向上といった生徒の目標が達成できるように、各競技種目の特性を踏まえ、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動の実施に努める。
- (3) 部顧問は、中学生が成長期にあることを踏まえ、発達段階に応じた目標の設定、練習内容・方法の実施等に配慮する。

IV 適切な休養日等の設定

1 休養日及び活動時間については、以下を基準として設定する。

(1) 学期中の休養日

- 平日は1日、土曜日及び日曜日は、月に4日程度の休養日を設ける。
- 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じる。

- 夏季休業中及び冬季休業中は、各部ごとに一定程度の休養期間を設ける。
- 原則として、学校閉庁日に部活動は行わない。

(3) 平日の活動時間(※)は、1日2時間程度とする。学校の休業日の活動時間は、1日3時間程度とする。(※活動時間の中に、準備や片付け等は含まない)

(4) 複数校が参加して行う練習試合等について、午前・午後を通しての活動を行ったときは、翌週に休養日を振り替える。

(5) 三連休以上の休日は、1日以上休養日を入れる。

2 主要な大会・コンクール等への参加について

- (1) 中学校体育連盟が主催する運動部の大会や、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール等が計画されている場合には、その大会等の1ヶ月前より、休養日を設けずに活動することができる。ただし、その大会終了後に休養日を設けるなど、健康面等に配慮する。なお、該当する大会等は、下記ア・イに示す通りとする。

ア 運動部における大会

- i 学校総合体育大会(比企地区、県、関東、全国)
- ii 新人体育大会(比企地区、県)
- iii 通信陸上大会(比企地区、県)
- iv 駅伝競走大会(比企地区、県、関東、全国)

イ 文化部(吹奏楽部)におけるコンクール等

- i 吹奏楽コンクール(地区、県、西関東、東日本、全国)
- ii アンサンブルコンテスト(地区、県、西関東、全国)
- iii 西部支部吹奏楽研究発表会

- (2) その他、各部活動単位で参加する大会等について、参加の上限は定めないが、その大会終了後に休養日を設けるなど、適切に対応する。

V 実際の活動等について

活動内容の詳細は、別に「北中学校 部活動の規定」に定める。